平成２３年（フ）第３７号
和歌山県田辺市新庄町2433番地の３　県営住宅２－２－27
債務者　今本　相徳
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５１２号
静岡県浜松市中区和合町192番地の664
債務者　木村　　心
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
釧路市中園町１番１号　メゾンシーナ101号室、住民票上の住所釧路市中園町１番１号
債務者　西原　照美
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後３時45分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
北海道根室市駒場町１丁目１番地７　駒場団地１棟１号矢萩ヨシ子方
債務者　佐藤　洋子（旧姓浅羽）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１３４６号
東京都小金井市貫井北町３丁目27番14―204号都営アパート
債務者　大久保重隆
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９１号
静岡県藤枝市大新島587番地の５
債務者　杉浦　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１６号
熊本県八代市水島町2971番地２
債務者　潮﨑　裕通
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６０２号
岡山市南区南輝２丁目17番７－３号
債務者　植村　咲子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８号
岡山市中区高島２丁目８番５号　高島市営住宅D408―27
債務者　野上　麻唯
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７６号
岡山市北区野田２丁目３番18号　メゾン・ド・井上203号
債務者　土井　和美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９５号
岡山市南区築港新町２丁目３番15―１号、旧住所岡山県倉敷市平田688番地12
債務者　中田　弘巳（旧姓海邉・宮脇）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１９号
岡山市中区福泊214番地３
債務者　金馬　克美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２６号
岡山市中区神下77番地１　東岡山D市営住宅D301番館11号
債務者　山田美由紀（旧姓志久）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３８３８号
北海道北広島市大曲並木３丁目19番地４
破産者　有限会社美創
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２６号
山梨県北都留郡丹波山村2849番地
破産者　株式会社興建社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
岡山市北区舟橋町４番19号
破産者　岡機海運株式会社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部